

公益社団法人宮崎県医師会役員等報酬等規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人宮崎県医師会（以下「本会」という。）定款第41条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等の範囲は、会長、副会長、常任理事、理事、監事、議長及び同副議長とする。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。なお、退職手当とは、役員を退任したことを事由として本会から支払を受ける金銭、物品その他の経済的利益をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の区分等)

第3条 役員等には、役員等報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、前項のほか、出張手当を支給することができる。
- 3 役員等の退任に当たっては、当該役員等の任期に応じ、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 役員等の報酬は、別表第1「役員等の報酬額」のとおりとし、詳細については、担当業務を勘案して理事会において定めるものとする。

- 2 前条第3項の退職手当は、別表第2「役員等の退職手当額」に在任年数を乗じた額とする。
- 3 前2項の金額は、法令に基づき報酬等の額から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除する前の金額とする。

(報酬等の支給)

第5条 役員等の報酬は年額とし、その金額を12月と6月に分割して支給する。

- 2 年度の途中において役員等に就任した場合及び死亡、その他の理由により退職した場合は、月割計算とする。ただし、在職期間の端数は繰り上げるものとする。
- 3 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、定款第21条第5項に規定する代議員会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第 1 「役員等の報酬額」

(1)会長	250 万円以下
(2)副会長	130 万円以下
(3)総務・会計担当常任理事	90 万円以下
(4)常任理事	70 万円以下
(5)理事	45 万円以下
(6)監事	14 万円以下
(7)代議員会議長	16 万円以下
(8)代議員会副議長	10 万円以下

別表第 2 「役員等の退職手当額」

(1)会長	40 万円
(2)副会長	20 万円
(3)総務・会計担当常任理事	15 万円
(4)常任理事・理事	12 万円
(5)監事	4 万円
(6)代議員会議長	5 万円
(7)代議員会副議長	3 万円